

## 仕様書

日本貿易振興機構  
総務部人事課

- 1 案件名 労働者派遣業務(三重貿易情報センター)
- 2 就業場所 〒514-0004 三重県津市栄町1-954 三重県栄町庁舎  
三重貿易情報センター
- 3 部署業務内容 貿易・投資相談業務、海外展開セミナー・貿易実務講座実施・運営、商談会開催、中小企業海外展開支援業務等
- 4 業務内容
- ①「三重県国際取引企業名簿」の作成に関連する以下業務
    - ・アンケート回答票の確認・取りまとめ
    - ・データの入力作業
    - ・県内企業へのアンケートリマインド及び内容確認のための電話・メール対応
    - ・名簿製本のための作業(印刷業者との打ち合わせ、校正等)
    - ・製本の発送業務
  - ② ジェトロ三重が発行するメールマガジンの原稿作成、発信補助業務
  - ③ その他、所長が指示する事務所内庶務等

募集人数: 1 名

出張の有無: 無

残業: 法定内 20 時間程度見込まれる(契約期間内合計)

法定外 0 時間程度見込まれる(契約期間内合計)

※名簿の作成業務等により1日1時間程度の残業が発生することがある。

- 5 派遣契約期間 2023年7月1日 ~ 2023年12月31日

※本契約終了後の契約更新なし。

※個別契約書の契約期間は当初最長3ヶ月予定。

当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。

- 6 勤務時間 9:00 ~ 16:00

(休憩・休日) 休憩:12:00~13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日

(勤務曜日) 週4日

- 7 派遣元の要件

- ① 参加資格を満たし、かつ「8 派遣職員の必須要件」を満たす人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること。
- ② 派遣する労働者は労使協定対象労働者とする。
- ③ 派遣する人材は、信頼に足る人物であり、派遣元からの派遣実績があることが望ましい。
- ④ 契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること。
- ⑤ 派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること。
- ⑥ トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること。派遣元責任者が苦情処理等の場合に、日帰りで往復できる地域に労働者派遣を行うものであること。
- ⑦ ジェトロの指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容についてジェトロへの報告は3ヶ月に1回程度等)。
- ⑧ すべての契約手続き、請求手続きに不備のないこと。なお、請求に係る手数料が発生する場合には、派遣元負担とする。

## 8 派遣職員の必須要件

- ① 本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
- ② 業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができ、機密情報、個人情報の取り扱いを理解し、適切な対応ができること。
- ③ 多岐にわたるルールを正確に理解し、的確かつスピーディーな事務処理能力を有すること。
- ④ 多様な関係者との連絡・調整業務を円滑に行えるコミュニケーション能力を有し、適切な電話・メール対応ができること。
- ⑤ 社会人としての常識・マナーを備えており、業務の質の向上や改善にも協調して取り組めること。
- ⑥ 過去に本人の技能やコンピテンシーに帰する理由により、契約を打ち切られた経験・派遣先からのクレームがないこと。
- ⑦ 企業・官公庁等での業務経験を原則として2年以上有すること。
- ⑧ 基本的なアプリケーション(Word・Excel等Officeソフトウェア、Webブラウザ、E-mail)、Teams・Skypeなどのオンライン会議ソフトの操作に習熟しており、操作方法が不明な場合は独力で調べる等して使用できること。具体的には以下のPCスキルの項目記載の操作以上のスキルを有している(研修を受けた経験があるだけではなく、業務で使いこなせている)こと。

### PCスキル

Word	ビジネス文書作成・編集
Excel	データ入力・編集、関数を使った表・グラフ作成
PowerPoint	簡単なスライド作成・編集
入力速度	データの入力は正確かつミスが少ないこと。
その他	-

### 外国語能力

英語	高卒程度
使用内容	特段必要としない。
使用頻度	ほぼ発生しない。

## 9 その他の要望

- ① 企業への電話、対面での対応が業務に含まれるため、丁寧な対応ができる方。
- ② 勤務時間については10:00-17:00でも可。

## 10 職場の環境

- ① 管理職1名、職員1名、非常勤嘱託員2名(2023年5月現在)。
- ② 主に管理職、職員が業務に関する説明、指示を行うが、詳細な作業上の留意点等嘱託員から指摘を行う場合も  
ナフ

## 11 その他

- ① 代替人員の確保  
派遣労働者による理由により業務に従事できない場合は、派遣元は責任を持って代替人員の確保を図ること。  
ただし、業務の状況によっては、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。
- ② 派遣労働者の交代  
派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く  
派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。  
また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までに  
ジェトロに連絡すること。

以上